



2015 (平成27) 年  
11月5日  
木曜日

## 川俣・山木屋の12世帯16人

# 原告団ADR申請

### 原発賠償

東京電力福島第一原発事故の慰謝料を集団訴訟で求めている川俣町山木屋地区の住民が四日、東電に約二十五億九千四百万円の財物

賠償を求めて原子力損害賠償紛争解決センターに裁判外紛争解決手続き(ADR)を申し立てた。弁護士によると、原発事故をめぐる損害賠償を集団で求めている

原告がADRを並行して申請するのは初めて。申し立てたのは原発事故により避難区域となっている川俣町山木屋地区の住民十二世帯十六人。地裁いわき支部に集団訴訟を起

こしている山木屋地区の原告団は七十九世帯三百人で、来年三月までに全員がADRの申し立てを済ませる。平成二十八年度内の解決を目指す。弁護士によると、集団訴訟に進展が見られず、住民の高齢化も進んでいることから早急な生活再建を目指して

申し立てに踏み切った。宅地や建物、農地などの財物賠償の他、審理の迅速化も求める。共同代表の広田次男弁護士と住民らは四日、市役所で記者会見し、「裁判が進まず生活再建が遠のいていて、住民の再出発に必要な賠償を求めるとして結果を公表した。

◇ ◇

広田次男弁護士は四日、福島県内の全原発の廃炉を求める会が実施した県議選立候補予定者に対する県内の原発廃炉に関するアンケート結果を公表した。

2015年(平成27年)

11月5日

木曜日



## 原発避難者16人 ADR申し立て

福島・川俣の住民ら

東京電力福島第一原発の事故で避難生活を続けている福島県川俣町山木屋地区の住民ら16人が4日、総額約26億円の損害賠償を求めて、原子力損害賠償紛争解

決センター(原発ADR)に和解の仲介を申し立てた。住民らは慰謝料などを求める訴訟を福島地裁いわき支部に起こしたが、審理に時間がかかっていることから、ADRへの申し立てに踏み切った。弁護士によると、避難者による集団訴訟の原告がADRに仲介を申し立てるのは初めて。

2015年(平成27年)

11月5日(木曜日)

旧暦9月24日 友引 三碧

# 福島民友

THE FUKUSHIMA MINYU

## 山木屋原告団 裁判外手続き申し立て

東京電力福島第1原発事故に伴う避難住民らが地裁いわき支部で係争中の「福

島原発避難者訴訟」の原告団のうち、川俣町山木屋地区の住民(山木屋原告団)

12世帯16人は4日、原子力損害賠償紛争解決センターに裁判外紛争解決手続き(ADR)を申し立てた。請求は宅地・建物、農地など計約25億9400万円

で、集団訴訟の原告団が並行してADRを申し立てするのは全国初という。

山木屋原告団と福島原発被害弁護団が同日、いわき市役所で会見した。弁護団によると、訴訟が長期化して終結の見通しが立たないことから、ADRの集団申し立てをすることで、東電に損害賠償を求めながら訴訟の迅速化を図りたい考え。

山木屋原告団は計79世帯300人。今回の申し立てを1次として、来年3月までに順次申し立てをする予定。山木屋原告団の米倉啓示副団長は「生活再建のめどが立たず、早期の結果を得ようと裁判に参加したが進まない。不満だが、ADRで再出発の機会を得たい」と話した。